

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 30. 5. 21 第 196 回国会第 7 号

5 月 21 日（月）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- ・ 福井国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

篠原豪君（立憲）

- ・ 「社会生活上の経験が乏しいこと」という規定は、総じて若年者が該当するケースが多いが高齢者であっても該当し得るとする委員会での大臣答弁は、勧誘の態様に特殊性があり、積み重ねてきた社会生活上の経験による対応が困難な事案では、高齢者でも本要件に該当するとする本会議趣旨説明質疑での答弁と矛盾するため、取消しをされた方が良いのではないか、福井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 消費相談件数は、若年層からの相談が減り、高齢者からの相談が増えているという指摘を考えれば、消費者契約法の改正にかかわる立法事実は高齢者が対象であることが明白だと考えるが、「社会生活上の経験が乏しいこと」という要件を前提にすると、肝心の高齢者が外されて、若年者の救済法案になってしまうのではないか、福井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 現行法第 9 条第 1 号に規定されている「平均的な損害の額」の消費者の立証責任を軽減させるために、立証責任を消費者から事業者へ転換したり、根拠資料を事業者提出させることの制度化などを検討すべきと考えるが、福井国務大臣の見解を伺いたい。

尾辻かな子君（立憲）

- ・ 「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件は、若年者に限定するものでなく高齢者も含まれるとした 5 月 17 日の委員会答弁はそのままであることを、福井国務大臣に確認したい。
- ・ ジャパンライフ株式会社は、病院への送迎等により高齢者に好意を抱かせ、資産をつぎ込ませていた。この好意は、本改正条文の「その他の好意」に入るのか、福井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 3 月 20 日の消費者庁長官の記者会見において、消費者委員会の答申になかった「社会生活上の経験が乏しいこと」の要件が追加されたことに関する質問に対して、「政府として法案を閣議決定したもので、消費者庁が全て自由にできるということでない」と回答した趣旨

について、福井国務大臣に伺いたい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・ 本日、消費者庁が 5 月 11 日の衆議院本会議の消費者契約法改正案の趣旨説明質疑における、無所属の会に対する福井国務大臣の答弁を修正したいと説明に来た。その答弁における「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件は、高齢者も若年者も差がなく対象となるということによろしいか、福井国務大臣に確認したい。